

chemSHERPA-AI作成時の注意事項

**2017年4月1日
パナソニック株式会社
品質・環境本部**

CAS番号のない物質の取扱い

◆下記の条件に合致する場合、物質(群)にSN番号を付与して収載しています。(“SN”+4ケタ数字)

【条件】

・物質群、構造不定、新規化学物質などの理由により、CAS番号がない物質

○利用して良い場合

- 管理対象基準に該当するが、検索用リストには該当する個別物質が無い場合。
- 入手した情報が物質群レベルのものであり、個別物質で報告できない場合
- 存在は確認されているが、化学物質が特定できない場合
- 調剤メーカーなどで個別物質レベルの組成情報を企業の機密事項として秘匿する必要がある場合

●利用不可の場合

- REACH規則のSVHCに該当する場合(物質特定できなくなるため)
- 化学物質名(CAS No.)で含有規制または使用制限されている化学物質

※具体的なSN番号が付与されている物質一覧は、ツールを取得する際に一緒にダウンロードされる『chemSHERPA管理対象物質Ver*.*.*.*説明書』内の最終ページにある『別添 独自番号付与物質一覧』をご覧ください。

作成済みデータを利用してchemSHERPA-AI作成時の注意点

■「複合化」や「作成済データ引用」機能を用いて、過去の管理対象物質を参照して作られた旧バージョンのchemSHERPA-AIやAISを読み込んだ場合には、**最新の管理対象物質に基づく含有情報に更新を行ってください。**

具体的には、

- ①JMAPのウェブサイト追加となった物質(群)を確認し、
- ②製品への含有有無を調査し、
- ③含有があればchemSHERPA-AIへ追記をお願いします。

本節は終了しました